

【別紙2】

企業における子育て応援のための取組

1 貴事業所の労働者に対する雇用環境の整備

(1) 仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境の整備（主に育児をしている労働者を対象とする取組）

①育児・介護休業法、労働基準法に定められているものです。

○各法に基づいた休暇や勤務時間等にかかる制度の順守

■子どもの出産時における父親の休暇の取得

■小学校就学の始期に達するまでの子どもを育てる労働者の子どもが病気などの際に、その子どもの看護のために1年について5日以上 of 休暇を取得できる制度の導入

■所定労働時間を超えて労働させない制度の実施

■子どもの健診や予防接種のための休暇制度の実施

■子どもの学校行事への参加のための休暇制度の導入

■時間勤務制度の実施

■始業又は終業時刻の繰上げまたは繰下げの制度の実施

■産前産後休業後における原職又は原職相当職への復帰

■育児等退職者についての再雇用特別措置等の実施

■子育てをしやすくすることを目的とした、勤務地、担当業務等の制度の実施

■ストレスチェック（心理的負担の程度を測る検査）の実施

■労働災害防止の実績（過去3年間休業4日以上 of 労働災害が発生していない）

■雇用確保（過去5年間会社都合による解雇（リストラ）を実施していない）

②仕事と子育てを両立するための先進的な取組について

○育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備

■育児休業、時間外労働の制限等、育児・介護休業法に基づく労働者の権利や休業時間中の育児休業給付の支給等の経済的な支援措置など、関係法令に定める諸制度の積極的な周知

■子育てを行う労働者の社宅への入居に関する配慮

■子育てのための必要な費用の助成

(2) 育児をしていない労働者も含めて、事業所全体で取組んでいる働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

■所定外労働の削減

・「ノー残業デー」や「ノー残業ウィーク」の導入・拡充

・フレックスタイム制や変形労働時間の活用、時間外労働協定における延長時間の短縮等

■年次有給休暇や連続した休暇の取得の促進

- ・年次有給休暇に対する意識改革及び計画的付与制度の活用
- ・労働者の取得希望時期を聴取した上での年間の取得計画の作成等
- ・休暇を連続して取得できるよう社内の環境整備

■多様就労型ワークシェアリングの実施

- ・多様な働き方を提供することとおして、より多くの労働者に雇用機会を与えることを目的とする（短時間勤務や隔週勤務の導入等）

■テレワーク（情報通信技術（IT）を利用した場所・時間にとらわれない働き方）の導入

■職場優先の意識や固定的な性別の役割分担意識等の是正のための取組

- ・管理職を含めたその雇用する労働者すべてを対象とした情報提供、研修等による意識啓発

2 子どもの健やかな育成のための地域貢献活動など、事業所の労働者以外の者も対象とする取組

①子どもと一緒に安心して来訪できる事業所の整備

- 子ども連れで訪問する事業所等に託児室・授乳コーナーや、乳幼児と一緒に利用できるトイレの設置等

②子ども・子育てに関する地域貢献活動

■子ども・子育てに関する活動の支援

- ・地域における子どもの健全育成、疾患・障がいを持つ子どもの支援、子育て家庭の支援等を行うNPOや地域団体等が実施する活動への労働者の積極的な参加の支援

■子どもの体験活動の支援

- ・職場見学の実施
- ・子どもが参加する地域の行事・活動への企業内施設や事業所有地の提供
- ・各種学習会等の講師、ボランティアリーダー等として社員を派遣

■子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

- ・地域の交通安全活動への労働者の積極的な参加を支援
- ・業務に使用する自動車の運転者に対する交通安全教育の実施
- ・チャイルドシートの貸し出しによる再利用活動等

■安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

- ・地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援のためのボランティア活動等への労働者の積極的な参加を支援

■事業所内における「子ども参観日」の実施

- ・子どもが保護者の働いているところを実際に見ることが出来る「子ども参観日」の実施

■事業所内における学習機会の提供等による家庭の教育力の向上

- ・教育委員会やNPO等と連携した企業内における家庭教育講座等の開設

- 縁結びや婚活等にかかる研修会やイベント等へ積極的に参加できるよう環境を整えている。